

香川県条例第37号

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例の一部を改正する条例

香川県病院等の人員及び施設の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(病院及び療養病床を有する診療所の施設の基準)</p> <p>第6条 略</p> <p>(1) 病院（その開設者が法第15条の3第2項の規定により繊維製品の滅菌又は消毒の業務を委託しているものを除く。）にあつては、蒸気、ガス又は薬品を用いることその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができる消毒施設</p> <p>(2) 病院（その開設者が法第15条の3第2項の規定により寝具類の洗濯の業務を委託しているものを除く。）にあつては、洗濯施設</p> <p>(3) 略</p>	<p>(病院及び療養病床を有する診療所の施設の基準)</p> <p>第6条 法第21条第1項第12号及び同条第2項第3号に規定する病院及び療養病床を有する診療所の施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) 病院（その開設者が法第15条の2の規定により繊維製品の滅菌又は消毒の業務を委託しているものを除く。）にあつては、蒸気、ガス又は薬品を用いることその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができる消毒施設</p> <p>(2) 病院（その開設者が法第15条の2の規定により寝具類の洗濯の業務を委託しているものを除く。）にあつては、洗濯施設</p> <p>(3) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。